

大学研究者による事業提案制度 募集要項

令和元年 5 月

目 次

1	制度の趣旨	1
2	提案事業の募集	1
	(1) 求める提案の考え方	
	(2) 提案事業の実施期間	
	(3) 提案事業の対象分野	
	(4) 応募の対象外となる事項	
3	東京都と研究者・大学との連携	3
	(1) 提案事業の募集・審査	
	(2) 東京都と大学との基本協定の締結	
	(3) 東京都による支援等の内容	
	(4) 東京都が支出する経費	
4	提案事業の応募方法	5
	(1) 応募要件	
	(2) 募集期間等	
	(3) 事前相談の実施	
	(4) 質問の受付及び回答	
	(5) 応募様式の提出	
5	提案事業の審査の流れ	8
	(1) 審査基準	
	(2) 有識者等による審査	
	(3) 都民による投票	
	(4) 採択案の決定	
	(5) 提案内容の確認	
6	採択された提案の事業化	9
	(1) 東京都及び大学との協議・調整	
	(2) 予算措置	
	(3) 東京都から大学への支出	
	(4) 経費の確定及び精算	
7	留意事項	10
8	申し込み、問い合わせ先	10
9	東京都の施策の方向性等に関する資料	11
10	東京都と研究者・大学との連携の具体例	12
11	東京都と研究者・大学との基本協定書(案)	13
12	大学研究者による事業提案制度様式類	18

1 制度の趣旨

東京に集積されている知を、都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案へと活用するため、都内大学研究者からの研究成果等を活かした事業提案を募集し、東京都と研究者・大学との連携事業等を企画・実施することで、研究者・大学と連携・協働して事業を創出し、より良い都政を実現することを目的とした制度です。

2 提案事業の募集

(1) 求める提案の考え方

研究者・大学自らの研究成果等を活かして、東京都と研究者・大学とが行政課題の解決を行うために連携して実施する事業（以下「連携事業」という。）をご提案ください。

連携事業の構築のために必要となる応用研究、実証実験、フィールド調査等（以下「研究調査」という。）、連携事業の実施期間において、東京都との連携調整のための体制等（以下「連携調整」という。）が必要な場合は、併せてご提案ください。

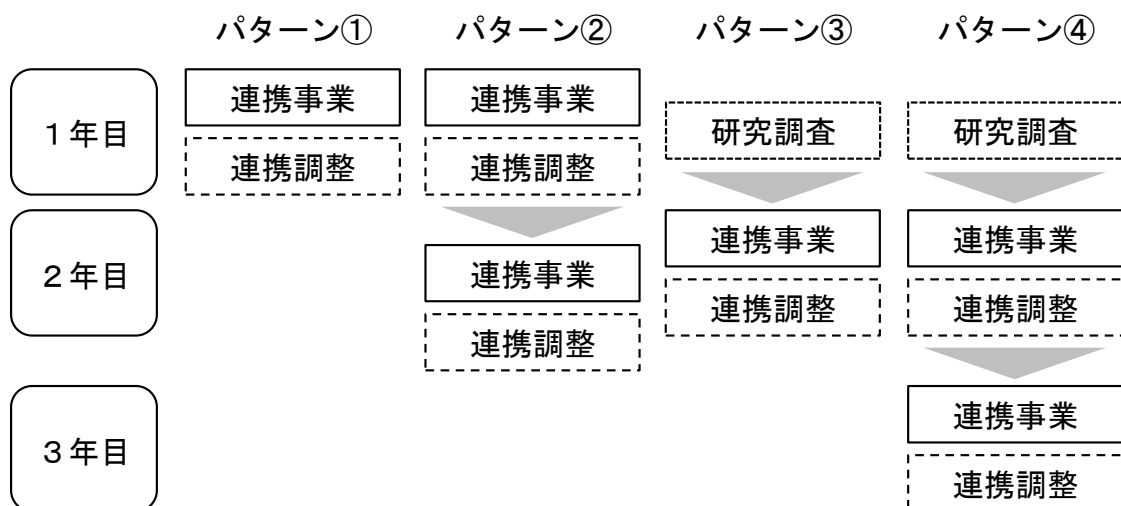
(2) 提案事業の実施期間

連携事業の期間は原則1年間としますが、実行程上1年間より多くの期間が必要な場合には、2年間を上限として提案ができるものとします。

研究調査は、連携事業を実施する前に1年間以内の期間で提案できるものとします。また、連携調整については、連携事業実施期間中の取組について提案できるものとします。

ただし、可能な限り早期に連携事業の実施による行政課題の解決へと繋げることができる提案を求めます。

《 提案事業の実施期間のイメージ 》



(3) 提案事業の対象分野

以下の対象分野の行政課題の解決を行うための連携事業等をご提案ください。その際には、「9 東京都の施策の方向性等に関する資料」等を参考に、各分野における東京都の施策の方向性や具体的な施策、課題等について、ご理解いただいた上でご提案ください。

本制度による提案事業の具体例については、「10 東京都と研究者・大学との連携の具体例」をご参照ください。

[対象分野]

① 防災力の向上、都市インフラの整備

無電柱化・不燃化・耐震化などに関する技術開発、地域防災力の向上、豪雨対策、都市インフラの長寿命化・更新 など

② まちの元気創出、安全・安心の確保

地域コミュニティの活性化、大規模住宅団地の再生、魅力ある商店街づくり、町会・自治会の活性化 など

③ 少子・高齢化等を見据えた東京のまちづくり

保育施策の充実、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援、在宅サービスの充実や介護予防の推進、認知症高齢者への支援の充実、高齢者の生きがいづくり、バリアフリー化の推進 など

④ 医療が充実し健康に暮らせるまちづくり

在宅療養支援体制の整備、生活習慣病対策 など

⑤ 環境先進都市・東京の実現

省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、水素社会の実現、食品ロスの削減、暑さ対策の推進 など

⑥ 東京の経済活動、農林水産業の活性化

国際金融都市の実現、成長創出に向けた新たなイノベーションの促進、都市農業の維持・発展、農林水産業の競争力向上と経営基盤の強化 など

⑦ 国際観光都市・東京の実現

東京の魅力発信、観光プロモーションの展開、インバウンド対応力の向上、観光資源の開発 など

(4) 応募の対象外となる事項

- ① 国、地方公共団体または独立行政法人等から、研究を目的とした資金を受けるもの（設備整備等に対する補助金等のような研究を直接の目的としない資金を受けるものについては応募の対象となる）
- ② 国、地方公共団体または独立行政法人等における、同種の事業提案制度等に採択されたもの
- ③ 企業からの受託研究や、企業の資金等を活用した企業との共同研究とし

て実施するもの（契約等によるものでなく、奨学寄付金や寄付講座のような大学の主体性が確保される資金を受けるものについては応募の対象となる）

- ④ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- ⑤ 商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするもの
- ⑥ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの

3 東京都と研究者・大学との連携

（1）提案事業の募集・審査

東京都は、都内大学に所属する研究者から、自らの研究成果等を活かした提案事業を募集し、有識者等による審査、都民による投票を踏まえ、採択案を決定します。

採択案は採択年度以降の予算案に反映され、東京都議会における各年度の予算案の議決をもって、採択案の事業化が決定します。

（2）東京都と大学との基本協定及び年度協定の締結

東京都は、事業化が決定した提案者が所属する大学と、計画期間における相互連携についての基本協定及び年度協定（以下「基本協定等」という。）を締結します（詳細は、「11 東京都と大学との基本協定書等（案）」をご参照ください）。基本協定等の中で、研究調査等を実施する研究代表者（提案者を含む大学の研究者等を想定）を指名します。

（3）東京都による支援等の内容

東京都は、研究者・大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援や、研究調査の実施に当たっての東京都の有する施設等の優先的な提供を行うとともに、研究成果等を活かして、東京都が研究者・大学と連携して行う連携事業を実施します。

（4）東京都が支出する経費

東京都と研究者・大学との連携事業の企画・実施に必要な総事業費は、研究者・大学が実施する研究調査、連携調整に係る経費と、東京都が研究者・大学と連携して実施する連携事業に係る経費で構成されます。

研究調査及び連携調整に係る経費については、大学側の管理費等も含め、単年度当たり3千万円を上限に、東京都が大学に対して支援を行います。

東京都が研究者・大学と連携して行う連携事業については、単年度当たり

2億円を上限に、東京都が提案者等と連携しながら、直接事業を実施します。応募における連携事業の経費については、実施する事業内容から概算の経費を算出してください(採択された際に東京都と協議の上、精査します)。

なお、提案事業の実施に必要な研究・実証実験等につき、国や企業等による補助金や寄付金等を受け取る場合は、その額を控除して総事業費を算出してください。

〔東京都が研究者・大学に対して支援を行う対象経費〕

以下の対象経費の考え方を基に必要経費を積算し、ご提案ください。

なお、直接経費・間接経費共に、東京都が大学に対して概算額を支出し、各年度における研究・調査等の終了後、実績に応じて精算を行います。

① 直接経費

提案事業の実施のために雇用する人件費（特任教員や大学院生等の雇用を含む）、外部講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、会議室等使用料、通信運搬費、消耗品費、備品費（単価が10万円未満のもの）、委託費、その他事業に直接要する経費のうち東京都が必要と認めるもの

※ 次の経費は直接経費に含めることはできません。

- ・ 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据え付け等のための経費を除く）
- ・ 事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 研究代表者の人件費・謝金
- ・ その他、間接経費を使用することが適切なもの

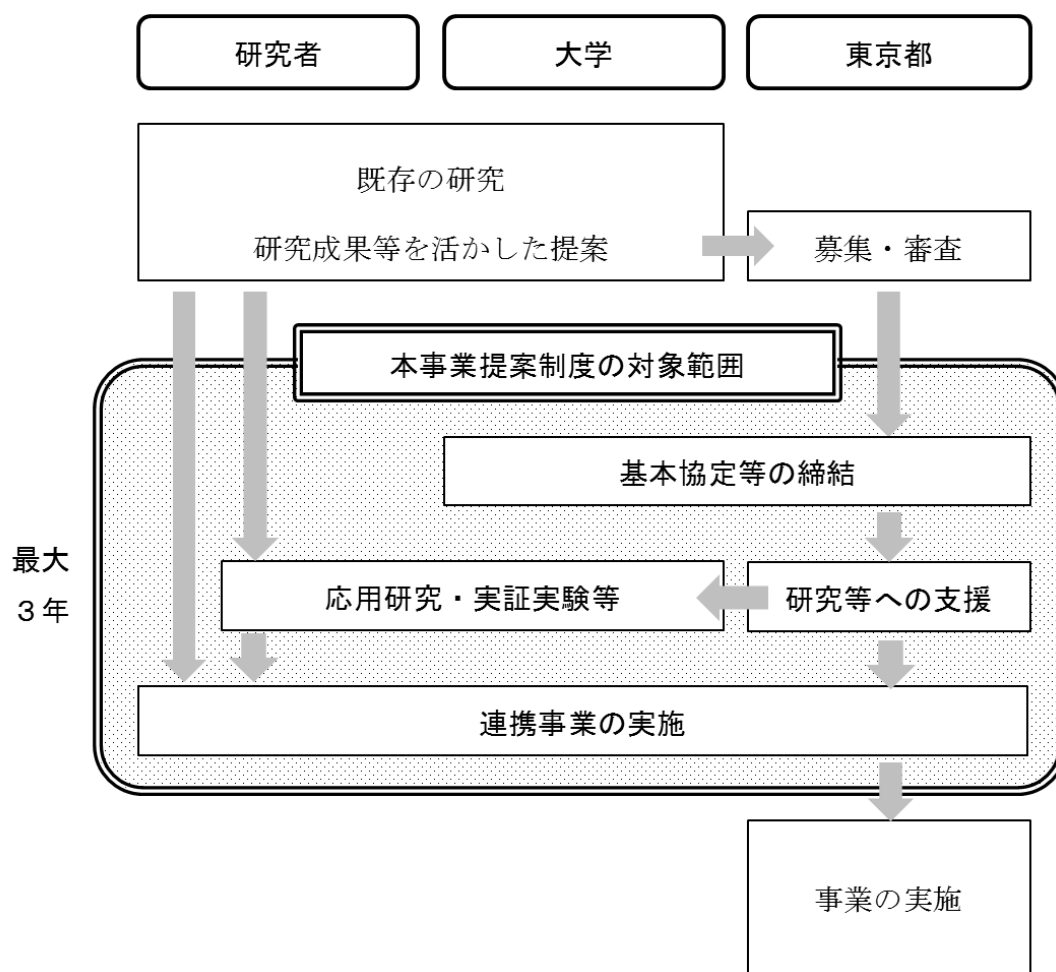
② 間接経費

人件費（研究代表者の人件費も含む）、研究の実施や事業の進捗管理に係る大学側の一般管理費、特許の取得経費等に使用できるものとし、直接経費の20%を上限とする。

〔都が直接実施する連携事業の実施に係る経費〕

東京都が直接実施主体となり、研究者・大学と連携しながら実施する事業に係る経費(概算)を積算し、ご提案ください。

《 東京都と研究者・大学との連携イメージ 》



4 提案事業の応募方法

(1) 応募要件

① 提案者の資格、応募件数

学校教育法に基づき設置された、都内に本部が所在する大学に雇用されている研究者とします。

また、研究者は以下の要件を満たすものとします。

<要件>

ア 大学に、研究活動を行うことを職務に含むものとして雇用されている者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 大学の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関におい

て研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員）で、学生の身分を有する場合を除く。）

※複数の大学研究者による共同提案等も可能とします。その際は、別紙「提案者等調書【様式3】」に、共同提案者について記載してください。

※共同提案者の所属する大学の所在地は問いません。

※提案者が応募できる件数は、1件までとします。

② 所属大学の推薦

提案事業の実施に際しては、大学側と連携して進めていくこととなるため、提案者は、所属する大学の推薦を受けた上で提案を行うこととします。なお、大学側に、審査等による所属研究者の提案の絞り込みを求めるものではありません。

（2）募集期間等

① 事前相談受付期間

令和元年5月31日（金）から同年8月19日（月）までの平日（土日・祝日を除く）9時から17時まで

② 提案受付期間

令和元年5月31日（金）から同年9月11日（水）まで（必着）

（3）事前相談の実施

東京都の施策の方向性の確認や提案に際しての疑問点の解消など、必要に応じて事前相談を行うことができます。

① 相談内容

- ・東京都の施策の方向性に合致しているかどうかの確認
- ・東京都の所管事務に該当するか（国又は区市町村の事務ではないか等）の確認
- ・東京都との協働方法に関する事
- ・総事業費の算定に関する事

② 相談場所

東京都庁内（電話・メール可）

③ 相談の申し込み方法

別紙「事前相談シート【様式1】」を作成の上、「8 申し込み、問い合わせ先」に記載している担当宛にメールで送付し、お電話でご連絡ください。

④ 相談申し込み後の流れ

財務局主計部財政課において、提案内容に応じた所管部署を紹介いたします。その後、所管部署から日程調整の連絡をいたしますので、提案内容等についてご相談ください。電話やメールによるご相談も可能です。

ただし、応募書類の作成補助・文言の修正などはいませんので、提案者の責任において作成してください。

(4) 質問の受付及び回答

本事業提案制度全般に関して疑問点がある場合は、別添Q & Aをご参照ください。Q & Aに記載のないその他のご質問は電子メールでのみ受け付けます。下記のアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス daigakuteian@section.metro.tokyo.jp

(5) 応募様式の提出

次の応募様式に必要な事項を記入し、「8 申し込み、問い合わせ先」に記載している担当宛に応募書類を郵送するとともに、書類の電子データをメールで必ずご送付ください。

応募様式は、東京都財務局ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/zaisei/teian/2daigaku.html>)

提出いただいた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。また、応募様式以外にご提出いただいた資料については、審査の対象になりませんので、ご注意ください。

なお、データ提出時のファイル件名は、以下の様式①～⑥のタイトルを使用してください(例：①事業提案書)。1回当たりの送付は、2MB以内としてください(2MBを超過すると受信不可となるため、データ容量を超える場合は、分割送付をお願いします)。

① 事業提案書【様式2-1、2-2】

提案事業名、提案者の所属大学名、住所、氏名、大学からの推薦について記載し、必要箇所に押印してください。

② 提案者等調書【様式3】

提案者、共同提案者、大学事務担当者、事前相談の実施先について記載してください。

③ 提案企画書【様式4】

提案事業の目的、期待する効果、実施内容、東京都との役割分担、総事業費、意義、具体的な実施工程等について10枚以内に記載してください。

④ 事業費積算書【様式5】

提案事業の実施に要する経費について記載してください。

⑤ 提案書概要【様式6】

提案企画書の概要(事業名、事業概要、事業内容、総事業費、詳細等)について、A4横書き、2枚で資料を提出してください。

本書類は都民による投票の際の資料として、東京都ホームページで公表しますので、提案者個人及び提案者の所属大学が特定できるような情報や、

研究上秘匿すべき情報など公表に適さない情報は記載しないでください。

また、指定の文字数・行数以内で簡潔に記載してください。フォント・文字サイズは変更不可ですが、様式内で強調したい部分を太字にすることは可能です（色については都で事業内容に応じて変更します）。

⑥ 提出時チェックリスト【様式7】

各項目を必ず確認の上、提出してください。

5 提案事業の審査の流れ

(1) 審査基準

項目	内容
公共性・有効性	提案された事業が、行政が行うべき公共性を有しているか。具体的な成果目標が提示できるなど、行政課題の解決方法として有効な提案となっているか。
実現可能性	提案された事業が、東京都の事業として実行可能な計画、方法となっているか。具体的な行政課題の解決の実現が想定できる提案となっているか。
費用対効果	想定される事業費や人件費に対して、十分な効果が見込まれるか。
連携の必要性	提案された事業が、研究者の専門性を活かしており、行政と研究者・大学が連携することでより良い行政課題の解決へとつながる提案となっているか。

(2) 有識者等による審査

応募いただいた書類により、有識者等による審査を行います。審査に当たって、事業内容の確認等のため、必要に応じて個別に面談、ヒアリングを行います。

(3) 都民による投票

応募いただいた「提案書概要【様式6】」を、東京都財務局ホームページで公表し、都民によるインターネット等による投票を行います。

(4) 採択案の決定

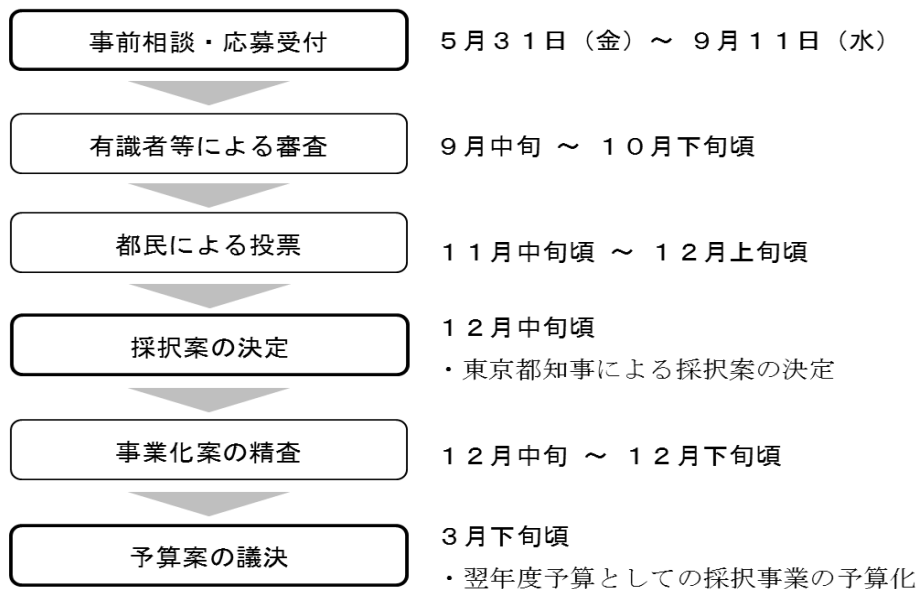
有識者等による審査及び都民による投票結果を踏まえ、東京都知事が、採択年度予算案に反映させる採択案を決定します。採択案は、東京都議会にお

ける各年度の予算案の議決をもって事業化が確定します。

(5) 提案内容の確認

審査の過程において、東京都から提案者に対し、必要に応じて内容の確認をさせていただく場合があります。

《 提案から採択案の決定までの流れ 》



6 採択された提案の事業化

(1) 東京都及び大学との協議・調整

採択案の提案者は、提案事業の実施に向け、東京都及び大学等と十分に協議・調整を行い、所属大学が当事者となる、東京都との基本協定の締結等の手続きを行ってください。

なお、ご提案の内容及びその実施に係る経費については、実施に向けた東京都と研究者・大学との協議の過程で、必要に応じて修正を加えることがあります。

(2) 予算措置

提案事業の実施に必要な東京都の予算は、研究者・大学との協議を踏まえ、毎年度予算案に反映させ、東京都議会の議決を経た後、必要な額を措置することとします。

(3) 東京都から大学への支出

研究者・大学が実施する研究調査、連携調整に係る経費は、原則として、基本協定等の締結及び個別の経費の支出に係る事務手続きが完了後、各年度に必要な経費の概算額を、東京都が大学に支払います。基本協定等で定める提案事業の研究代表者及び大学は、東京都と連携しながら提案事業を進

めてください。

(4) 経費の確定及び精算

提案事業の研究代表者は、研究者・大学が実施する研究調査、連携調整が完了した際には、所属大学を通じて東京都に対して事業の実績報告を行うとともに、東京都と協議の上、各年度における経費の確定を行うこととします。確定額が概算額と異なる場合には、精算手続きを行います（次年度への繰り越しはできません）。

7 留意事項

- (1) 提案事業は公的資金を基に実施するものであり、研究者は提案事業の実施に当たり、法令等に基づき交付された資金を適正に使用しなければなりません。
- (2) 応募に要する費用について、東京都は負担いたしません。
- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 氏名や住所などの必要事項は、応募様式に必ず記載してください。
- (5) 個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）等の規定に基づき、適切に処理します。
- (6) 本制度において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、提案者又は大学に帰属するものとしますが、東京都はその権利等を無償で使用することができることとします。また、知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め東京都の承認を受けることとします。なお、権利の帰属等についての詳細は、個別の協定書の中で取り決めることとします。
- (7) 生命、医療等に関連する提案事業が事業化された際には、法令等に基づき生命倫理や医療倫理等を遵守してください。
- (8) 応募内容に記載した内容が虚偽であったり、提案事業の実施に当たり、法令等に違反した場合や、資金の不正使用があった場合には、協定等を解除し、資金の返還を求めることがあります。
- (9) 都は事業の成果を公表するものとします。大学が成果を公表する場合には、本制度による成果であることを明示してください。

8 申し込み・問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都財務局主計部財政課 大学研究者による事業提案制度担当

電話 03-5388-2669 FAX 03-5388-1277

メール daigakuteian@section.metro.tokyo.jp

9 東京都の施策の方向性等に関する資料

<都政全般>

- ・都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～
- ・平成31年度東京都予算案の概要

<対象分野>

分野	関連計画等	関係局HP
防災力の向上、都市インフラの整備	東京の防災プラン 東京都無電柱化推進計画 木密地域不燃化10年プロジェクト トンネル予防保全計画	総務局 建設局 都市整備局 など
まちの元気創出、安全・安心の確保	共助社会づくりを進めるための東京都指針 安全安心TOKYO戦略	生活文化局 都民安全推進本部 都市整備局 産業労働局 など
少子・高齢化等を見据えた東京のまちづくり	東京都子供・子育て支援総合計画 東京都高齢者保健福祉計画 東京都福祉のまちづくり推進計画	福祉保健局 など
医療が充実し健康に暮らせるまちづくり	東京都保健医療計画 東京都がん対策推進計画 東京都健康推進プラン21	福祉保健局 など
環境先進都市・東京の実現	東京都環境基本計画	環境局 など
東京の経済活動、農林水産業の活性化	東京都産業振興基本戦略 東京都農業振興プラン	産業労働局 など
国際観光都市・東京の実現	東京都観光産業振興実行プラン2018	産業労働局 など

※対象分野における関連計画等・関係局は一例です。

10 東京都と研究者・大学との連携の具体例

〔 具体例①：高齢者の社会参加・いきがづくりに関するモデル事業 〕

		調査研究	連携事業
	既存の研究	1年目	2年目
研究者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加や生きがづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活実態調査 ・調査結果を踏まえた都への政策提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の事業実施への支援 ・追加調査の実施
東京都			<ul style="list-style-type: none"> ・提言を踏まえたモデル事業の実施

〔 具体例②：東京の河川の水質改善に資する新技術の開発 〕

		調査研究	連携事業
	既存の研究	1年目	2年目
研究者等	<ul style="list-style-type: none"> ・水質改善技術の研究 ・プロトタイプ機器の試作 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の河川での、水質改善技術の実証実験 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の事業実施への支援 ・新技術の改良
東京都			<ul style="list-style-type: none"> ・新技術を活用した水質改善事業の実施

〔 具体例③：ウェアラブル計測機器による健康見守り技術の開発 〕

		調査研究	連携事業	
	既存の研究	1年目	2年目	3年目
研究者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェアラブル計測機器の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内高齢者施設でのニーズ調査 ・新規端末の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験導入結果を踏まえた端末の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の事業実施への支援
東京都			<ul style="list-style-type: none"> ・都内高齢者施設等での試験導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内高齢者施設等での本格導入

11 東京都と研究者・大学との基本協定書等（案）

（基本協定書本文（案）のみを抜粋しています）

大学研究者による事業提案制度により採択された 事業（以下「提案事業」という。）に係る基本的な事項について、東京都（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（提案事業の内容）

第1条 提案事業とは、連携事業、研究調査及び連携調整をいう。

- （1）連携事業とは、研究成果や研究課題等を活かし、甲が乙と連携して実施する、行政課題の解決のための事業をいう。
- （2）研究調査とは、乙が実施する、連携事業の実施に必要となる応用研究、実証実験、フィールド調査等をいう。
- （3）連携調整とは、連携事業の実施期間における、乙が甲との連携調整のために必要となる体制等をいう。

（提案事業の実施期間）

第2条 提案事業の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（研究代表者）

第3条 乙は、提案事業の実施に際し、（職名）（氏名）を研究代表者として選任するものとする。

- 2 研究代表者は、提案事業の実施に際して、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（提案事業の実施）

第4条 甲及び乙は、提案事業の実施に向けて、それぞれが誠実に対応するものとし、最善の努力をする。

- 2 乙は、提案事業を実施する上で、調査・研究に要する経費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとする。

（役割分担）

第5条 甲と乙の役割分担は次のとおりとし、その役割について甲と乙が責任を持ち、協力して提案事業の実施に取り組むこととする。

（1）甲の役割

- ア 乙と連携し、連携事業を実施すること。

- イ 乙が実施する調査・研究に要する経費の支援を行うこと。
- ウ 研究・調査や連携事業の実施に当たって、必要な都有施設の活用及び関係機関との調整を図ること。
- エ その他提案事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

(2) 乙の役割

- ア 連携事業の実施に向けて必要となる調査・研究を行うこと。
- イ 連携事業の実施に当たって、甲に助言を行うなど、必要な支援を行うこと。
- ウ その他提案事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

(費用負担)

第6条 提案事業の実施に要する費用の各年度負担は、別途定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、提案事業の実施にあたり取得した個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）その他所要の規定を遵守しなければならない。

(情報公開)

第8条 提案事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は、公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として公開の対象とする。

(提案事業の公表)

第9条 甲又は乙は、提案事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、提案事業の結果得られたものであることを明示するものとする。
2 甲及び乙は、提案事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(知的財産等の権利の帰属)

第10条 提案事業の過程において得られた知的財産等の権利（以下「知的財産権」という。）は、原則として乙又は研究代表者に帰属するものとする。ただし、甲は、その権利等を無償で使用することができることとする。

(知的財産権の移転等)

第11条 乙又は研究代表者は、知的財産権を第三者に移転しようとするときは、予め甲の承認を受けるものとする。
2 乙又は研究代表者は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、甲に通知するものとする。

3 乙又は研究代表者は、知的財産権の放棄を行うときは、事前に甲に通知するものとする。

(全体計画書の作成)

第12条 甲及び乙は、基本協定締結後、研究調査・連携事業に係る経費を含めた別記様式全体計画書を協議の上、作成する。各年度における計画の詳細は別途定めるものとする。

(事業報告)

第13条 乙は、原則として各年度の四半期ごとに、提案事業のうち乙の責任で行う事業の進捗状況を甲の指示する期限までに、甲に対して報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、研究代表者に対して提案事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(提案事業の内容変更等)

第14条 甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、相手方と協議の上、提案事業の内容を変更することができる。

(1) 前条に定める事業報告の結果、進捗状況等を踏まえて提案事業の内容を変更することが妥当と認められるとき。

(2) 提案事業の実効性を高めるため、必要があると認めるとき。

(天災その他不可抗力による提案事業内容の変更)

第15条 本協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により提案事業の内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、提案事業の内容を変更することができる。

(甲による協定の解除)

第16条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。また、乙が次のいずれかに該当する場合は、本協定の解除の有無にかかわらず、乙は、提案事業において甲が乙に支払った金員（以下「支払金」という。）について、甲の定める期限までに甲の指定する方法により返還しなければならない。

(1) 乙が提案事業の実施に関し、不正行為を行ったとき

(2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が正当な理由なく提案事業の内容を履行せず、又はこれに反する行為をしたとき

(4) 研究代表者等が不正行為等を行った事実を甲又は乙が認定したとき

(5) 乙が、提案事業として以下の行為を行ったとき又は以下の行為に支払金を用いたとき

- ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける行為
- イ 商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするもの
- ウ 国、地方公共団体または独立行政法人から、連携事業構築のために実施する応用研究・実証実験等について、研究を目的とした補助金等を受けるもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- オ 公序良俗に反するもの

(6) 乙の責めに期すべき事由により、甲が損害又は損失を被ったとき

2 甲は、前項により乙が返還する支払金（以下「返還金」という。）のうち、本協定の履行のために適切に使用されたと甲が認める金額を返還金から控除するものとする。

（違約金及び延滞金）

第 17 条 乙は、前条第 1 項の規定により返還金を返還するときは、返還金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により返還金の一部が控除される場合は、控除後の返還金の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

2 乙は、前項の規定による返還金及び違約金について、乙がこれを前条第 1 項に定める返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てる。）を納付する。

（延滞金の計算）

第 18 条 甲が前条第 2 項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた返還金及び違約金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（損害賠償責任）

第 19 条 甲及び乙は、本協定に定める義務に違反したことで本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 甲又は乙は、提案事業を実施するに当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

(暴力団等の排除)

第 20 条 乙は、提案事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(乙による協定の解除)

第 21 条 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が第 5 条第 1 号に定めるア又はイに正当な理由なく違反したとき
- (2) 甲の責めに期すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき

(年度協定書)

第 22 条 甲及び乙は、本協定に定めるほかに提案事業の実施に際して必要となる事項について、実施期間の各年度における協定書（以下「年度協定書」という。）を締結する。
2 第 6 条に定める費用の各年度負担、支払方法、第 12 条に定める各年度の事業計画、第 13 条に定める報告の期限、方法等は、年度協定書において定めるものとする。

(疑義の決定等)

第 23 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

以上を証するため、本協定を 2 通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都知事

乙 法人 大学
長

大学研究者による事業提案制度 事前相談シート【様式1】

1. 提案者

提 案 者	氏 名	
	所 属 大 学	
	連 絡 先	担当者 部署名 : 氏 名 : 所在地 : 電 話 : e-mail : ファクシミリ :

2. 事前相談内容

対象分野	
提案概要	【課題】 【実施内容】
相談事項	(例) ・ 上記の取組と都の既存の取組の整合性は図れるか。 ・

※ 枠は必要に応じて拡大してください。

大学研究者による事業提案制度 事業提案書【様式2-1】

令和元年 月 日

東京都知事 殿

以下の政策について、別添のとおり関係書類を添付して提案します。

提案事業名 _____

提案事業概要 (50文字以内)

提案者 所属大学名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

大学研究者による事業提案制度 事業提案書【様式2-2】

令和元年 月 日

東京都知事 殿

所属研究者 _____ による本提案について、大学として
推薦いたします。

大学名 _____

代表者名 _____ 

本部所在地 _____

なお、本提案が採用された際には、当大学は東京都と提案事業に係る基本協定等を締結し、本提案の実現に向けて誠実に対応します。

大学研究者による事業提案制度 提案者等調書【様式3】

1. 提案者等

提 案 者	氏 名	
	所 属 大 学 部 署 ・ 研 究 室 等	
	連 絡 先	住 所 : 電 話 : ファクシミリ : e-mail :
共 同 提 案 者	氏 名	
	所 属 大 学 部 署 ・ 研 究 室 等	

※ 共同提案者の欄は必要に応じて加除してください。

2. 大学事務担当者

所 属	大 学 名 大 代 表 者 名	
	事 務 担 当 者 名	
	連 絡 先 (電話番号及びメールアドレス)	

3. 事前相談実施先

所 属	局 名	●●局●●部●●課
	担 当 者	

※ 事前相談を実施していない場合は、空欄で構いません。

大学研究者による事業提案制度 提案企画書【様式4】

提 案 事 業 名	
対 象 分 野	
提 案 者 (所 属 大 学)	●● ●● (●●大学)

1 提案事業の目的等

- (1) 背景となる課題認識
- (2) 事業の目的
- (3) 具体的な達成目標、期待する効果 (課題解決への具体的な道筋)

2. 提案事業の内容 (詳細な工程等は「4. 具体的な実施工程等」で記載)

- (1) 実施内容 (実施体制・時期・方法・対象者・対象地域・規模等)
 - ① 東京都と研究者・大学とで実施する連携事業
 - ② 連携事業の構築に必要な研究・調査等
- (2) 事業実施における役割分担
 - ① 研究者・大学が実施する内容 (研究における不正行為、不正経理等があった場合の対応も含む)
 - ② 東京都が実施する内容
 - ③ その他の関係団体等が実施する内容
- (3) 総事業費
 - 千円 (うち、都の支援対象の金額●●千円)

(内訳) 令和2年度：●●●千円 (うち、都の支援対象の金額●●千円)

令和3年度：●●●千円 (うち、都の支援対象の金額●●千円)

令和4年度：●●●千円 (うち、都の支援対象の金額●●千円)

3. 提案事業の意義等

- (1) 公共性・有効性
- (2) 実現可能性
- (3) 費用対効果
- (4) 連携の必要性

4. 具体的な実施工程等

(1) 実施工程 (実施体制や実施方法なども含め、具体的に記載)

[令和2年度]

[令和3年度]

[令和4年度]

(2) 実施スケジュール

※ 「2. (1)実施内容」や「4. (1) 実施工程」と整合的になるように記載してください。

※ 記載しきれない場合は、枠を追加して記載してください。

	実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度													
令和3年度													
令和4年度													

大学研究者による事業提案制度 事業費積算書【様式5】

1 総事業費

経費の区分	金額（千円）			
	1年目	2年目	3年目	合計
① 研究調査の経費				
② 連携調整の経費				
うち、都から大学への支援経費				
③ [控除項目] 国等から受ける補助金・寄付金				
小計 (①+②) - ③				
④ 東京都との連携事業				
合計 (①+②) - ③+④				
うち、都から大学への支援経費				

2. 研究調査に対する大学への支援に係る経費

※ 必要に応じて枠を追加してください

《〇〇年度》

経費	経費の説明	単価 (千円)	規模 (数量等)	金額 (千円)
(記載例) 人件費(特任教授)	研究成果の取りまとめ等を行う者	4,000	1名	4,000
合計				

3. 連携調整に対する大学への支援に係る経費

※ 必要に応じて枠を追加してください

《〇〇年度》

経費	経費の説明	単価 (千円)	規模 (数量等)	金額 (千円)
(記載例) 人件費(特任教授)	連携事業実施にあたり助言を行う者	4,000	1名	4,000
合計				

4. 連携事業に係る経費

※ 必要に応じて枠を追加してください

《〇〇年度》

金額(右記から選択)	～1千万円	～5千万円	～1億円	～1億5千万円	～2億円
主な内訳					
経費	経費の説明	支出先	金額 (千円)		
(記載例) 印刷費	テキスト・広報	印刷業者	2,000		

5. 国や企業から補助金・寄付金を受けている経費

※ 必要に応じて枠を追加してください

《〇〇年度》

補助・寄付金名	補助金・寄付金を受けている 内容の説明	補助金を支出し ている団体	金額 (千円)

No.1

提案事業名

● 億円程度
(事業期間 ● 年間)

事業の概要（108文字、3行以内）

事業スキームがわかるような絵や図など

大学研究者による事業提案制度 提出時チェックリスト【様式7】

次のチェック項目に（○:はい ×:いいえ）を記入してください。

項番	項目	○ ×
1	提案者の所属する大学の本部所在地は都内である。	
2	提案者は所属する大学の推薦を受けている。	
3	提案事業が実施要綱4(1)アのいずれかの分野に該当している。	
4	事業計画が3年以内で終了する提案である。	
5	大学の研究調査のみでなく、都が大学と連携して事業を実施することが可能である。	
6	単年度における都からの支援が、「研究調査」に要する費用について3千万円以内である。	
7	単年度における都からの支援が、「連携調整」に要する費用について3千万円以内である。	
8	単年度における都からの支援が、「連携事業」に要する費用について2億円以内である。	
9	国、地方公共団体または独立行政法人等から、研究を目的とした資金を受けていない。	
10	国、地方公共団体または独立行政法人等における、同種の事業提案制度等に採択されていない。	
11	企業からの受託研究や、企業の資金等を活用した企業との共同研究として実施していない。	
12	営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的としていない。	
13	商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするものではない。	
14	政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていない。	
15	公序良俗に反していない。	
16	提案企画書【様式4】は10枚以内、提案書概要【様式6】は2枚で作成している。	
17	事業費など各経費について、様式間で一致していることを確認済である。	
18	提案資料において、著作権法上で認められている権利者の許諾を得ずにイラスト等を無断で使用していない。また、第三者にイラスト等の利用を認めるものであること。	

提出に当たってコメントがある場合、記載してください。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
1	募集要項にある基本協定書(案) はひな形という取扱いでよいのか。 また、1大学が複数の事業を採択された場合に、協定書は別個作成するのか。	募集要項に掲載している基本協定書(案) はあくまでひな形になります。提案事業の内容によって、協定書の加筆修正等が必要になる場合には、提案事業が採択された後に、都と各大学で個別に調整することになります。 また、1大学から複数の事業が採択された場合には、原則的に各事業ごとに基本協定書を締結することとなりますが、詳細については、事業が採択された後で個別に調整することになります。
2	予算上の取扱いは、「委託料」となるのか、それとも「補助金」となるのか。それによって、事務作業量が変わってくるので教えて欲しい。	採択された提案事業については、都と各大学とで協働実施のための協定書を締結し、事業実施をすることになります。各大学の支援経費については、協定書に基づき原則負担金として支出しますが、事業内容によって他の方法が適切な場合には、個別に協議をして決定します。
3	事前相談を経ずに、提案事業の申込を行う事は可能なのか。	可能です。
4	提案企画書(様式4)は、どのくらい詳細にしなければならないのか。 その場合、当該様式にどのように記述していけばいいのか。	提案企画書(様式4)について、研究を十分に知らない方でも、事業の趣旨や連携事業・研究調査等の実施内容等が分かるように記載してください。なお、10枚以内の枚数制限がありますので、ご注意ください。
5	提案企画書(様式4)と提案書概要(様式6)の関連性を教えて欲しい。 上記質問と重複するが、両方とも概要を記入するならば、同じ内容になってしまう。明確に差別化するのであれば、書き方の住み分けを教えてください。	応募された提案事業については、有識者等による審査を踏まえて一定程度に絞り込み、都民によるインターネット等を活用した投票を行う予定です。提案書概要については、都民による投票の際に、HP上に参考資料として掲載する予定であり、それを踏まえて資料を作成してください。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
6	事業費について「この事業全体の総額〇円（うち、都の支援対象の金額△円）」とあるが、この〇の金額と△の金額が同額でも構わないか。	総事業費のうち、研究調査、連携調整の経費については、総額と、都から大学への支援経費を同額とする（全額を都の支援額とする）ことが可能です。 なお、総事業費については、都との連携事業に係る経費（都から大学への支援経費とはカウントしない）が含まれるため、総事業費と、都から大学への支援経費は同額とはなりません。
7	大学からの推薦は、学部長名となるのか学部名となるのか教えて欲しい。	各大学によって、推薦の方法は様々であると考えられるため、貴学でご判断ください。
8	同一の大学から複数の提案をすることは可能なのか。	一人の提案者が応募できる件数は1件までですが、同一の大学から複数の提案をいただくことは可能です。
9	複数の大学が共同提案をする場合、両大学から推薦状を取る必要があるのか。	代表となる研究者をお決めいただき、その方が所属する大学から推薦を受けてください。仮に提案事業が採択された場合、協定書の締結もその大学と都が締結をすることになります。
10	複数の大学で実施している共同研究を提案したいのだが、連携している大学の所在地が都外である。応募は可能か。	代表となる研究者の所属する大学が、都内に本部が所在する大学であれば、連携している研究者の所属する大学の所在地は都外でも応募可能です。
11	キャンパスが複数に点在しており、一部は都外に設けているのであるが、その学部から申込を行うことは可能か。	都内に本部が所在する大学であれば可能です。
12	事前相談について、財務局主計部財政課にメール送付をして、提案内容に応じた所管部署を紹介いただけることとなっているが、連絡をして、所管部署の紹介まで概ねどれくらいの期間を想定しているか。	事前相談シートを受け付けた後、所管部署からご提案者まで1週間を目途にご連絡します。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
13	事前相談は、必要に応じて実施可能という規定だが、例えば、提案事業に関連すると思われる部署に、直接ご連絡して相談することは、可能か。	事前相談については、財務局主計部財政課で受け付けます。その後、事業局と事前相談を一度されたものについては、次回以降事業局にご連絡いただくことが可能です。
14	提案者の資格は、学校教育法に基づき設置された、都内に本部が在学する「大学」と規定されており、共同提案者においても「様式3」等で「所属大学部署・研究室等」と記載されていますが、「大学」の研究者以外の対象者は想定されていないのか。	本制度の趣旨は、都が研究者・大学と連携・協働して事業を創出し、より良い都政を実現することであることから、大学研究者の方からご提案を受け付けます。従って、共同提案者についても、大学に所属する研究者の方となります。
15	<p>提案書概要【様式6】の記載は、提案者や所属大学の具体的な名称は記載しないとあるが、間接的な特定が可能な記載は構わないという理解でよいか。</p> <p>例) ①実施計画上、記載が必要な「共同提案者」「他の関係団体(企業)」につき、相手方がHP上での公開を構わないという意思確認がある場合</p> <p>②事業の背景として、これまでの研究実績、研究テーマを記載することで、研究者の特定が可能になる場合</p> <p>③研究の強みが大学(研究室)保有の設備となり、設備、研究方法を記載することで大学の推測がつく場合</p>	提案書概要は、都民によるインターネット投票の際に活用させていただく予定ですが、投票への影響を防ぐ観点から、間接的な類推も含めて研究者や所属大学が分かるような記載をしないこととしています。
16	複数の研究者から提案があった場合、提案があったものについては全て推薦ができるということでよいか。	大学として推薦できると判断されるものであれば、推薦が可能です。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
17	他大学や事業、自治体等学外との連携、共同研究は可能か。 (学外との連携が可能でも、条件等もありましたらあわせてご教示ください)	複数の大学による共同提案は可能で、また共同提案者の所属する大学の所在地は問いません。 一方、学外の事業者や国・自治体から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできません。
18	申請金額は原則全額承認されるのか、またははじめから圧縮されることが想定されるのか。	実施に向けた都と研究者・大学との協議の過程で、必要に応じて修正を加えることがあります。また都が実施する連携事業の経費については、連携事業の実施の前年度に、事業費について都と研究者・大学で協議をして予算案に反映をさせていただきます。
19	何件程度採択予定なのか。	採択件数については未定ですが、3か年の事業費として10億円程度を目途に、提案事業を採択する予定です。
20	申請内容が複数の分野にわたる場合、そのうちの1つの分野への申請になるのか。	提案事業の内容に最もかなうと判断される分野を1つ選択してください。
21	科研費等競争的資金で既に採択されている課題と同内容での事業申請は可能か。	国、地方公共団体、独立行政法人等から研究を目的とした資金を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできません。 調査研究を実施せず、初年度より連携事業を実施する内容でご提案をいただくことは可能です。
22	申請事業に下限額はあるか。	下限額はありません。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
23	都民による投票の「都民」の定義とは何か。	投票を行う時点で満18歳以上であり、都の区域内に住所を有する都民になります。
24	共同提案者の大学との研究費のやりとりはどのような形式を取るのか。	研究調査の経費の支援につきましては、都と代表者となる研究者の所属する大学との間で協定を結ぶ予定であり、研究調査の経費についてもその大学に支援することを想定しています。 その場合、共同研究者への経費については、各大学間で調整してください。
25	企業の参画について、企業が持っている情報を使って調査を行い（その情報に助成金を使用することではなく、企業が情報を提供してくれるもの）、それに基づいて東京都と事業を行うことを考えている。この場合の企業の協力は認められるか。	企業から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできませんが、企業が無償で情報提供し、かつ研究調査が都の行政課題の解決に制約を受けない形の協力であれば、提案は可能です。
26	提案企画書（様式4）の「2 提案事業の内容」の「（2）事業実施における役割分担」の「③その他の関係団体等が実施する内容」とあるが、関係団体等に企業が含まれることは問題ないか。	企業から研究に対する資金提供を受ける場合など、都の行政課題の解決に制約を受ける研究調査に対しては、都から支援を行うことはできませんが、そうでない場合には、提案は可能です。
27	提案企画書（様式4）の「2 提案事業の内容」の「（2）事業実施における役割分担」の「③その他の関係団体等が実施する内容」とあるが、関係団体等に企業が含まれる場合、企業等の要件はあるのか（都内に事業所等がある、日本法人がある等）。	関係団体等に企業を含む場合、企業等の要件は設けていません。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
28	対象分野の中で特に重視したい分野や事項はあるか。 (公開されている～2020年に向けた実行プラン～でも、東京オリンピック・パラリンピック開催について言及されていますが、このことを踏まえた事業提案が特に望ましい、などの前提・条件等もありましたらご教示ください)	対象分野に軽重はなく、各分野で様々なご提案をお待ちしています。
29	主にインターネット等を活用した都民投票とあるが、インターネットを使用できない都民への案内や投票方法はどのように行う予定か。	インターネットでの周知と併せて都庁内の都民情報ルームでも情報を公開するとともに、インターネットを使用できない方については郵送やFAXでも投票を受け付ける予定です。
30	有識者、都民等からの事業提案に対する評価（総得票数や意見等）は提案主体である大学や研究代表者には開示されるのか。	有識者等による審査の結果や都民による投票の結果、知事による採択案の決定の結果についてはご連絡する予定です。
31	当該事業募集へ申請した提案が不採択になった場合、同様または類似した事業や研究活動を他の助成制度への申請や、大学、連携主体（企業や他大学等）と合同出資等で行うことは可能か。	当該制度へ申請した提案が不採択になった場合、他の助成制度への申請や、他大学・企業等の合同出資による実施は可能です。
32	提案する事業では、円滑な事業推進を目的に、その他の関係団体へ業務委託することを計画していますが、可能でしょうか？	大学・研究者が実施する研究調査の委託は可能です。また、都が実施する連携事業を委託する場合、委託先は都が選定することとなりますので、それも含めて提案書を作成していただければと存じます。
33	総事業費の算定に、どの程度、補助金を想定してよいのか。	総事業費に上限はありませんが、研究調査と連携調整に係る都の支援の上限額は3千万円、連携事業は単年度上限2億円となっております。

大学研究者による事業提案制度 Q&A

No.	質問事項	回答
34	過去の国等や企業との共同研究成果を利用して、事業を実施する提案の場合、これは応募対象外となる事項の①、③に該当するのでしょうか？過去の成果は該当しないとしても、成果物を購入して利用する場合、このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	いずれも、対象外にはなりません。対象外となるのは、本制度で支援する研究調査に対して、国や企業等から資金提供を受けている場合を想定しています。
35	現在、国等や企業と実施している共同研究成果を利用して事業を実施する提案の場合、このような事業は応募の対象外となる事項の①、③に該当するのでしょうか？	その研究の成果を活かして、連携事業を実施するというのであれば、提案の対象となりえます。
36	本事業を実施するために新たに機器の開発を行う場合、機器を作成してもらう都合上、いずれかの企業と共同で実施する必要があります。このような機器開発を含む場合は応募の対象外となるのでしょうか？また、どのような方法であれば、応募対象外とならないのか、教えてください。	応募の対象外となる事項として「商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の制作を直接の目的とするもの」という規定がございますので、これに該当すると認められるものは対象外となります。本制度では、既存の研究成果等を活かした連携事業の実施を目的としており、新たな機器を一から開発することは想定しておりません。
37	提案する事業が採用された場合、提案する事業を利用することのできる人は利益を受けることとなります。このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	提案事業を実施することにより、都民にその利益を還元することが目的ですので、事業の成果として、広く都民に利益が及ぶような提案は応募の対象となります。製品の売り込みのような、特定の個人・団体のみが利益を享受するようなものが、④に該当すると考えております。
38	提案する事業が採用された場合、事業を実施するための業務を受託する業者は何らかの利益を上げることが想定されます。このような事業は応募の対象外となる事項の④に該当するのでしょうか？	連携事業の実施主体は東京都であり、事業実施の手法として、委託がふさわしいと認められるものであれば、委託の形式をとることはあり得ます。